

がすてきトクトク料金

～選 択 約 款～

2022年4月1日実施

東 邦 瓦 斯 株 式 会 社

目

次

1. 適	用.....	1
2. 用 語 の 定 義.....		1
3. 適 用 条 件.....		1
4. 契 約 の 締 結.....		1
5. 契 約 期 間.....		2
6. 料	金.....	2
7. 料金の支払方法.....		2
8. 単位料金の調整.....		2
9. そ の 他.....		3

付 則

1. 本選択約款の実施の期日.....	4
(別 表)	
1. 料金および消費税等相当額の算定方法.....	5
2. 料 金 表.....	6

1. 適用

- (1) この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。
- (2) この選択約款は、当社の基本約款とあわせて適用いたします。

2. 用語の定義

- (1) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (2) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。
- (3) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

お客さまがこの選択約款の2年間の適用を希望されることを条件といたします。

4. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (2) 申し込みの際は、所定の様式により申し込んでいただきます。
- (3) 当社は、この選択約款にもとづいて契約をされたお客さまで、その契約期間満了前に解約、または一般ガス供給約款への変更をしたお客さまが、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款による使用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日、または一般ガス供給約款への変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更や建物の改築等のための一時不使用による解約、または設備の変更や建物の改築等のための一般ガス供給約款への変更の場合はこの限りではありません（（4）において同じ。）。
- (4) 当社は、この選択約款にもとづいて契約をされているお客さまで、その契約の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾でき

ないことがあります。

- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金または延滞利息を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

5. 契約期間

契約期間は、次のとおりといたします。

- (1) 契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）以前の場合の契約期間は、使用開始日（契約成立日と使用開始日が同日の場合を含みます。）から同日が属する月の翌月を起算月として24か月目の月の定例検針日までといたします。
- (2) 契約種別を変更する場合の変更後の契約期間および他のガス小売事業者を当社へ変更してガスの使用を開始する場合の契約期間は、原則として、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から同日が属する月を起算月として24か月目の月の定例検針日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立って解約または契約種別の変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として24か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

6. 料 金

当社は、別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。なお、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てて算定いたします。

7. 料金の支払方法

料金および延滞利息は、原則として口座振替またはクレジットカード払いのいずれかの方法によりお支払いいただきます。

なお、口座振替またはクレジットカード払い以外の方法でのお支払いが続く場合には、この選択約款にもとづく契約を解約することがあります。

8. 単位料金の調整

当社は、基本約款にもとづき、毎月、別表の各料金表に定める基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。ただし、基本約款にもとづき算定した平均原料価格の金額が133,360円以上となった場合の平均原料価格は133,360円といたします。

9. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施の期日

2022年4月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 料金および消費税等相当額の算定方法

(1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします(1円未満の端数は切り捨て)。

(2) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額(1円未満の端数は切り捨て)

$$= \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 料金表

(1) 適用区分

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 20 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が 20 立方メートルをこえ、50 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が 50 立方メートルをこえ、100 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 D 使用量が 100 立方メートルをこえ、250 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 E 使用量が 250 立方メートルをこえ、500 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 F 使用量が 500 立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表 A (消費税等相当額を含みます。)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	759.00 円
----------------------	----------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	208.82 円
-------------	----------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、8 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

② 料金表 B (消費税等相当額を含みます。)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	1,649.38 円
----------------------	------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	164.30 円
-------------	----------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、8 の規定により算定した 1 立方メートルあたりの単位料金といたします。

③ 料金表 C (消費税等相当額を含みます。)

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター 1 個につき	1,987.02 円
----------------------	------------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	157.55円
-------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

④料金表D（消費税等相当額を含みます。）

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	2,143.87円
---------------------	-----------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	155.98円
-------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

⑤料金表E（消費税等相当額を含みます。）

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	2,711.70円
---------------------	-----------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	153.71円
-------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

⑥料金表F（消費税等相当額を含みます。）

イ 基本料金

1 か月およびガスメーター1 個につき	7,109.25円
---------------------	-----------

ロ 基準単位料金

1 立方メートルにつき	144.92円
-------------	---------

ハ 調整単位料金

ロの基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。